

日本郵政公社民営化後の後継組織の部門分類について（論点メモ）

1. 日本郵政公社民営化の枠組み（参考 1、2 参照）

(1) 準備期間（～19 年 9 月 30 日）

- 日本郵政公社（以下「公社」という。）
 - ・郵便業務、郵便貯金業務、簡易生命保険業務等を実施。
- 日本郵政株式会社（以下「郵政株」という。）
 - ・公社の業務等の承継に関する準備企画会社として機能

(2) 移行期間（19 年 10 月 1 日～29 年 9 月 30 日）

- 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「機構」という。）
 - ・郵便貯金、簡易生命保険の既契約を引き継ぎ、履行。
 - ・運用は郵便貯金銀行及び郵便保険株式会社に委託
- 郵便貯金銀行（株式会社ゆうちょ銀行。以下「貯金銀行」という。）
 - ・預金の受入れ、資金の貸付け、保険募集等を行う。
 - ・この他、確定拠出年金の運営管理業、機構の委託による郵便貯金管理業務を行う。
- 郵便保険株式会社（株式会社かんぽ生命保険。以下「保険会社」という。）
 - ・保険の引受け、資産の運用を行う。
 - ・この他、機構の委託による簡易生命保険管理業務を行う。
- 郵便事業株式会社（以下「郵便会社」という。）
 - ・郵便事業、印紙の売りさばきを行う。
 - ・社会貢献業務（災害時や点字郵便物等の料金免除郵便物等に係る業務）を実施（郵政株から社会貢献資金の交付を受ける。）
- 郵便局株式会社（以下「局会社」という。）
 - ・貯金銀行、保険会社、郵便会社の窓口ネットワークとして機能（銀行代理業、金融商品仲介業、保険募集、郵便窓口業務等を行う。）
 - ・この他、地方公共団体の特定業務（戸籍謄本の交付等）等を行う。
- 郵政株
 - ・郵便会社及び局会社の経営管理を目的とする（持株会社として機能）。
 - ・郵便会社及び局会社に対し、社会・地域貢献資金を交付（郵政株の利益金の一部を積み立てた基金の運用益が原資）。
 - ・移行期間当初は、貯金銀行及び保険会社の株式も保有（29 年 9 月末までに保有株式の全部を段階的に処分）。

2. 現存組織の部門分類

(1) 公社

- ・郵便業務 公的非金融企業
- ・郵便貯金業務 公的金融機関
- ・簡易生命保険業務 公的金融機関

(2) 郵政(株) 中央政府

3. 後継組織の分類に関する主な論点

(1) 郵政(株)

① 公的／民間の区分

所有：19年10月1日時点では、発行済株式の総数を政府が保有。

(政府には発行済株式の1/3超を保有する義務がある一方、その保有株式をできる限り早期に処分し、保有割合を1/3に近づける努力義務。)

支配：取締役・監査役の選任・解任には大臣認可が必要。

事業計画(資金計画書、収支予算書を添付)には大臣認可が必要。

(論点)

- ・我が国の現行基準に照らせば公的部門となるが、それで適当か。

② 一般政府／公的企業の区分(また、金融／非金融の区分)

(論点)

・我が国の現行基準では持株会社を想定しておらず、「金融資産が90%以上ある」との基準によって金融機関に分類される可能性が高いが、それで適当か。

・93SNAマニュアルにおいて、持株会社の金融・非金融の区分は、それが支配する法人グループの主な活動によって判断することとされている。郵政(株)の場合、子会社には金融機関(貯金銀行、保険会社)と非金融法人企業(郵便会社、局会社)が混在することになるだろうが、保有する貯金銀行及び保険会社の株式は10年以内に全て処分することとされていることから、郵政(株)が支配する法人グループの主活動は非金融であると判断する(したがって郵政(株)を非金融に分類する)ことは適当か。

(2) 郵便会社

① 公的／民間の区分

所有：常時、発行済株式の総数を郵政(株)が保有(政府保有はゼロ)。

支配：政府は役員等の任命権・認可権を有さない。

事業計画(資金計画書、収支予算書を添付)には大臣認可が必要。

(論点)

- ・我が国の現行基準に照らせば民間部門となるが、それで適当か。

- ・ 93SNA の導入時において、政府による「所有または支配」ではなく「所有かつ支配」を公的部門に分類する基準とし、「公的企業の子会社は公的部門に含めない」こととしたが、当時は持株会社を想定していなかった。今回のように、当該子会社の経営管理を目的とする持株会社に所有されるケースでは、現行基準の枠外で判断すべきか。その場合、郵便会社については政府による所有・支配の有無をどう判断すべきか。

(3) 局会社

①公的／民間の区分

所有： 常時、発行済株式の総数を郵政(株)が保有（政府保有はゼロ）。

支配： 政府は役員等の任命権・認可権を有さない。

事業計画（資金計画書、収支予算書を添付）の大臣認可は不要。

（論点）

- ・ 我が国の現行基準に照らせば民間部門となるが、それで適当か。
- ・ 郵便会社のケースと同様の背景を踏まえ、現行基準の枠外で判断すべきか。その場合、局会社については政府による所有・支配の有無をどう判断すべきか。

(4) 貯金銀行、保険会社

①公的／民間の区分

所有： 発足時には発行済株式の総数を郵政(株)が保有（政府保有はゼロ）。

（郵政(株)は 29 年 9 月末までに保有株式の全部を段階的に処分する義務）

支配： 政府は役員等の任命権・認可権を有さない。

事業計画（資金計画書、収支予算書を添付）の大臣認可は不要。

（郵便会社や局会社と異なり、特別法のない一般の商法会社。他方、移行期間中は業務や子会社保有、合併等が制限され、移行期当初は公社と同じ業務範囲。）

（論点）

- ・ 我が国の現行基準に照らせば民間部門となるが、それで適当か。
- ・ 政府による所有・支配の有無の観点から、移行期間中の業務等の制限や郵政(株)による株式保有についてどう考えるか。

(5) 機構

①一般政府／公的企業の区分（また、金融／非金融の区分）

（論点）

- ・ 主な資産が金融資産であることから、現行の「金融資産が 90%以上ある」との基準によって金融機関に分類される可能性が高いが、それで適当か。